

令和5年度大阪府立障がい者交流促進センター指定管理者評価票（案）

※評価は、S～Cの4段階とし、Aを標準とする。

評価基準（内容）	指定管理者の自己評価		施設管理者の評価		評価委員会の指摘・提言
		評価 S～C		評価 S～C	
<p>1 施設の設置目的 （身体障がい者福祉センターA型の機能）及び管理運営方針</p> <p>(1) ファインプラザ大阪を障がい者スポーツの中核拠点として管理、運営することにより、府内の障がい者スポーツの振興を図っているか。</p> <p>(2) 以下の果たすべき責務及び関係法令を遵守しているか。</p> <p>① 第三者への委託は適切に行われているか。</p> <p>② 年間事業計画書等を適切に提出しているか。</p> <p>③ 事業報告書等を適切に提出しているか。</p> <p>④ 指定期間中の管理状況（経理状況）を府に報告しているか。</p> <p>⑤ 府が管理運営について実地調査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は応じているか。</p> <p>⑥ 個人情報の取扱い</p> <p>⑦ 情報公開への対応</p> <p>⑧ 公正採用への対応</p> <p>⑨ 人権研修の実施</p> <p>⑩ 障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、障害者自立支援法、社会福祉法、障害者差別解消法など障がい者福祉に資する法令</p> <p>⑪ 大阪府社会福祉施設設置条例及び同条例施行規則、大阪府立障害者交流促進センター管理規則など、ファインプラザ</p>					

評価基準（内容）		指定管理者の自己評価		施設管理者の評価		評価委員会の指摘・提言
			評価 S～C		評価 S～C	
	<p>大阪の運営を行うにあたり必要な条例、規則</p> <p>⑫ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び消防法などその他管理運営を行うにあたり必要な関係法令</p> <p>⑬ 本要項、協定、提案、その他本府の指示等</p>					
2 平等な利用を図るための具体的手法・効果	<p>(1) 以下の公平なサービス提供、対応が適切に行われているか</p> <p>① 休館日・開館時間</p> <p>② 館内スポーツ施設・館外スポーツ施設及び会議室等諸室の利用時間</p> <p>③ 休館日の変更</p> <p>④ 施設利用料金の徴収</p> <p>⑤ 障がい者の利用等に際しての合理的配慮</p> <p>(2) 以下の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務が適切に行われているか</p> <p>① 貸館申込手続き、利用方法諸手続きの説明</p> <p>② 予約申込み受付業務</p> <p>③ 申請受付使用承認業務</p> <p>④ 施設利用区分ごとの日報、月報、年報の整備</p> <p>⑤ 貸館行事の進行管理</p> <p>⑥ 諸設備、体育器具、備品等の管理、貸出、点検立会、補修指示等</p> <p>⑦ ファインプラザ大阪の利用の承認及びその取消</p> <p>⑧ 入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止</p> <p>(3) 障がい者の利用が優先され</p>					

評価基準（内容）		指定管理者の自己評価		施設管理者の評価		評価委員会の指摘・提言
			評価 S～C		評価 S～C	
	ているか					
3 利用者の増加 やサービスの 向上を図るた めの具体的手 法・効果	<p>(1) 利用者の増加をはかるため、諸室の有効活用や、大阪府障がい者スポーツ応援団長及び大阪府広報担当副知事もずやんを活用した障がい者スポーツ及びファインプラザ大阪のマーケティング（PR）に関する業務が適切に行われているか。</p> <p>(2) 以下のサービス向上や継続利用を図る業務が適切に行われているか。</p> <p>① 利用者アンケート調査の実施</p> <p>② 利用者の意見等を施設のサービス向上に速やかに活かす仕組みの構築、運営等</p> <p>③ 利用者からの苦情や要望、満足度についての府への報告</p> <p>④ 利用者の利便性を向上させるための送迎手段の確保・運用</p> <p>(3) 稲スポーツセンターとの連携体制が取れているか。</p>					
4 利用者への安全対策、施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	<p>(1) 防災をはじめ、利用者の安全を確保するための徹底したマニュアル管理と実施及び非常時の危機管理体制は確立されているか。</p> <p>① 各施設内のマニュアル管理と安全管理体制の確立</p> <p>② 各緊急時対応（心肺蘇生法の訓練、救急法等）の研修の実施</p> <p>③ 危機管理体制（災害時における即応体制の整備、避難誘導等）の確立や研修の実施</p> <p>④ その他利用者が安全に施設を</p>					

評価基準（内容）		指定管理者の自己評価	評価	施設管理者の評価	評価	評価委員会の指摘・提言
			S～C		S～C	
	<p>利用できるため掲示や放送等での注意喚起</p> <p>(2) 以下の施設の維持及び補修に関する業務が適切に行われているか。</p> <p>① 電気、機械設備運転及び保守管理業務</p> <p>② 警備保安業務</p> <p>③ 喫茶ラウンジの運営</p> <p>④ 清掃業務</p> <p>⑤ 樹木・植栽の管理</p> <p>⑥ 防火管理業務</p> <p>⑦ 施設利用者の送迎に関する業務</p> <p>⑧ 駐車場の管理運営業務</p> <p>⑨ 施設、設備の改修や整備</p> <p>⑩ その他施設の良好な維持管理に必要な業務等</p>					
5-1 施設機能の発揮（大会関係）	<p>(1) 以下の障がい者スポーツ大会関係業務が適切に行われているか。</p> <p>① 大阪府障がい者スポーツ大会 その他大会（団体競技予選会などの地域レベルのものを含む。）の開催及びその支援に関する業務</p> <p>② 全国障害者スポーツ大会への選手団派遣及びその支援に関する業務</p> <p>③ ①及び②の大会及びそれ以外の各種競技会（全国規模のものや府内当事者団体の開催するものを含む。以下、「大会等」という。）の開催趣旨や記録などを参考とした競技性や競技力の向上などを目的としたプログラムの実施のほか、大会</p>					

評価基準（内容）		指定管理者の自己評価		施設管理者の評価		評価委員会の指摘・提言
			評価 S～C		評価 S～C	
	<p>等に係る参加者等の強化練習の実施及びその支援に関する業務</p> <p>④ 大会等のPRや競技団体、大学・専門学校、指導者・ボランティア団体、企業等から人間的支援、資金的支援を受けての運営、同大会の結果に係るPRに関する業務</p>					
5-2 施設機能の発揮（コンテンツ）	<p>（1）以下の障がい者スポーツの相談等に関する業務が適切に行われているか。</p> <p>① 障がい者のレベルに応じたトレーニング等の支援（スポーツ経験のない障がい者を対象としたスポーツを体験するためのプログラム等を含む。）の実施に関する業務</p> <p>② 障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の養成、登録、派遣に関する業務</p> <p>③ パラスポーツ指導員（中級以上）、理学療法士、ケースワーカー等の適切な資格を保有する相談員による相談業務</p>					
5-3 施設機能の発揮（地域）	<p>（1）以下の府内障がい者スポーツ活動の広域的支援業務が適切に行われているか。</p> <p>① 府立支援学校・府内支援学級への支援（パラリンピアン等やパラスポーツ指導員等の派遣、事業の共同実施やネットワーク化のほか、府内教員への障がい者スポーツ体験事業、トレーニング方法や競技の普及手法の開発など）に関する業務</p>					

評価基準（内容）		指定管理者の自己評価	評価	施設管理者の評価	評価	評価委員会の指摘・提言
			S～C		S～C	
	② 施設機能の発揮に係る事業を円滑に実施するためのパラリンピアン等のトップ障がい者アスリート（団体やチームを含む。以下「パラリンピアン等」という。）の支援や招聘その他連携に関する業務 ③ 提案者の自主提案事業					
6 府施策との整合	（１）以下の指定管理者として果たすべき責務を遵守しているか。 ① 府が実施する事業への協力（府事業に係るファインプラザ大阪使用への協力を含む。） ② 知的障がい者の継続雇用の取組み ③ 府庁環境マネジメントシステム等に基づく環境の取組み					
7 安定的な運営が可能となる人的能力	（１）職員体制は十分かつ適切な質の担保が図られているか。 ① 職員配置について、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターA型の機能を確保するために必要な職員配置とするとともに、利用者の必要に応じて適宜スポーツの指導等を行い、かつ、利用者の安全が確保できる人員を配置しているか。 ② スポーツ事業担当者として上級、中級パラスポーツ指導員、障がい者スポーツ指導等の経験者を配置しているか。 ③ 相談担当者として中級パラスポーツ指導員、理学療法士、ケースワーカー等を配置して					

評価基準（内容）		指定管理者の自己評価	評価	施設管理者の評価	評価	評価委員会の指摘・提言
			S～C		S～C	
	いるか。 ④ 手話通訳士又は同等の人員を配置しているか。 ⑤ 職員採用、確保の方策は適切か。 ⑥ 職員の指導育成や研修体制は十分か。					
8 安定的な運営が可能となる財政的基盤	(1) 法人の経営状況					

※評価の基準：モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

①項目ごとの評価は下記の4段階評価とする。

S：計画を上回る優良な実施状況 A：計画どおりの良好な実施状況 B：計画どおりではないがほぼ良好な実施状況 C：改善を要する実施状況

②年度評価は、次の4段階評価とする。

S：項目ごとの評価のうちSが5割以上で、B・Cがない A：項目ごとの評価のうちBが2割未満で、Cがない B：S・A・C以外

C：項目ごとの評価のうちCが2割以上。又はCが2割未満であっても文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

③総合評価及び最終評価は、次の4段階評価とする。

I：評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上で、B・Cがない II：評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満で、Cがない III：I・II・IV以外

IV：評価対象となる年度の年度評価のうちCが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く

※備考：R8年度は総合評価、R9年度は最終評価をする。

令和5年度評価	
---------	--

総合評価（R8）	
最終評価（R9）	